

九州林業塾会計規則

- 1, 支払い請求は月末締めとする。
- 2, 支払い（振込）は原則16日とし、この日が振込不能の場合はこの日以後の直近の振込可能な日とする。
- 3, 支払い決済は事務局次長が起案し各月の支払い予定日前に事務局長にメールで送信し事務局長と会長が決済し事務局次長に決済印を押した起案をPDFファイルで送信しその結果を受けて振込むものとする。

（謝金について）

- 1, 講師等謝金については以下の基準を上限とし技術経験等をもとに各地区で決定する。また役割に応じて適用するものとする。
ただし、各支部において予算調整のため講師の承諾により謝金単価を調整することができるものとする。
 - (1) 自伐型林業推進協会本部講師 橋本光治氏、岡橋清隆氏等 30,000 円/日
 - (2) 支部本会講師 23,000 円/日
 - (3) 支部副講師 15,000 円/日
 - (4) 助手 10,000 円/日
- 2, 謝金は源泉徴収の上、支払うものとする。ただし、法人社員の場合は源泉徴収を行わず支払うものとする。

（給与について）

- 1, 運営管理者及び運営管理補助員の給与は以下の通りとする。
 - (1) 運営管理者 100,000 円/月
 - (2) 運営管理補助 30,000 円/月
- 2, 給与は源泉徴収の上、支払うものとする。

（旅費・交通費について）

- 1, 旅費・交通費は公共交通機関等の使用を原則とし実費とする。
- 2, やむを得ず自家用車を業務に使用した場合の交通費はグーグルマップ等により算出する走行距離に25円/kmを乗じたものとする。ただし少数点以下は切り捨てとする。
- 3, 運転日当は一日当たりの走行距離に応じて以下の日当を支給するものとする。

(1) 20 km以上 50 km未満	1,000 円
(2) 50 km以上 100 km未満	3,000 円
(3) 100 km以上 150 km未満	5,000 円
(4) 150 km以上 200 km未満	8,000 円
(5) 200 km以上 300 km未満	10,000 円

なお、別途講師謝金等の日当が支給される場合にはその額の大きい方のみとする。